

Oakキャピタル株式会社定款

(2023年6月28日改正)

第1章 総 則

第1条 当社は株式会社UNIVA・Oakホールディングスと称し、英文ではUNIVA Oak Holdings Limited と称する。

第2条 当社は本店を東京都港区に置く。

第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 紡績業、撚糸業、製網業、製綱業、織布業、染色精練業及び化学繊維工業
2. 海産物及び真珠の販売、輸出入並びに加工業
3. 船舶、船舶用並びに漁業用機械及び資材の製造、修理、輸出入、販売
4. 船舶用用品、食品、化粧品、医薬部外品、健康食品、食品及び飲料の企画、製造、輸出入及び販売
5. 水産加工用並びに冷凍用機械及びその部品の修理、販売
6. 石油化学製品の製造、加工及び販売
7. 合成樹脂及び石材の関連製品の加工、輸出入並びに販売
8. 不動産の賃貸、売買、賃貸若しくは売買の仲介、管理、保有、運用、建築、不動産投資、コンサルティング業務及び不動産特定共同事業
9. 再生可能エネルギーに関する発電機械器具、建築資材、住宅設備機器その他の関連製品の企画、開発、製造、設置、販売、輸出入及びメンテナンス、電力の売買、環境の浄化及び保全に関わる製品及び機器に関するコンサルティング、並びに、各種工事の請負・施工・設計・工事監理及びそれらの仲介・斡旋
10. 繊維機械器具の製造、修理、輸出入及び販売
11. 機械設備工具及び事務用機器の中古売買
12. 古物商法に基づく古物商
13. ホテル、旅館及びテニス、水泳等スポーツ施設の経営並びにそれらに附属する売店の経営
14. ゴルフクラブ、テニスクラブ等会員制スポーツ施設及びホテル、ペンション等会員制保養宿泊施設の会員権の売買及び仲介
15. 旅行業法に基づく旅行業
16. 和・洋・中華各種料理店を含む料理店の経営
17. 駐車用装置の製作、販売、輸出入並びに駐車場の経営
18. 自家用自動車有償貸渡業（レンタカー業）

19. 漁網製造工場に関する立地環境の調査、研究並びに経営指導
20. 食料品、菓子類、冷菓類、清涼飲料の製造、輸出入、卸売及び販売並びに酒類、塩、煙草の販売
21. パン、ケーキの製造、販売及び卸売
22. 精肉、ハム、ソーセージの製造、輸出入、卸売及び販売
23. ウーロン茶、杜仲茶等の茶葉及び清涼飲料水の販売並びに輸出入
24. 必須脂肪酸（ドコサヘキサエン酸）を含有する栄養補助食品の加工、製造、販売並びに輸出入
25. ゴルフ場の設計、施工の請負
26. ゴルフ場の整備、補修等維持管理業務の受託
27. 水産性種苗の生産・販売及びその生産に関する調査研究
28. 家庭用上水道、高層建築物の浄化槽、養殖用貯水池などの水質維持・浄化装置の設計施工、販売並びに輸出入
29. 給配水管の洗浄を目的とする管工事の設計、施工
30. 造園工事の設計、施工及び管理
31. 農産物及び園芸用樹木・草木類、園芸用材料の販売並びに輸出入業
32. 遠赤外線ガス化燃焼システムによる焼却炉の販売並びに輸出入
33. ホテル及び事務所用ビル等の清掃並びに保守管理の請負
34. 電気設備、衛生空調設備、給配水設備、昇降機の保守・管理の受託業務並びに昇降機の運転請負業
35. 損害保険の代理業務
36. 生命保険の募集に関する業務
37. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
38. 電話、携帯電話その他電気通信機器の販売、貸与又は修理業務、並びに、付加価値情報通信網及び有償提供、付加価値情報通信網及び通信機器の利用に関するコンサルティング
39. 日用品雑貨の卸売及び小売販売並びに輸出入業
40. 冷暖房用機器、厨房機器、厨房用品の卸売及び小売販売並びに輸出入業
41. インターネット等デジタルネットワークを活用したマーケティング、広告宣伝を含む広告・宣伝代理業
42. 出版及び印刷に関する業務
43. 医療品・医療用器材及び医療用消耗品の販売並びに輸出入
44. レジャー及びスポーツ等アウトドア用品の企画開発、輸出入及び販売並びに受託管理
45. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
46. 経営一般及び株式公開に関するコンサルティング
47. 有価証券の取得及び保有
48. 投資事業組合財産の運用及び管理

49. 投資事業組合財産持分の募集及び販売並びにその取扱い
50. 企業の営業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携及び合併に関する提携の斡旋並びに仲介
51. 金融商品取引業
52. 貸金業
53. 総合リース業
54. 外貨両替、外国為替取引業
55. 商品先物取引（デリバティブ取引を含む。）業
56. 放送法、電波法による一般放送事業
57. 放送番組の制作及び販売
58. 書籍出版、録音、録画、音盤等の企画制作及び販売
59. 映画、音楽、美術等の文化事業及びスポーツ事業の企画制作、興行
60. 放送関連技術、放送用コンピューター、通信機器に関するソフトウェア開発ならびに販売及びその利用、技術開発指導の受託
61. 著作権、著作権隣接権及び興行所有権の取得、譲渡ならびに使用の許諾
62. 著作物、商標等の使用権の販売及びこれらを複製使用した録音テープ、録画テープ、ビデオディスク、レコード、磁気カード、日用雑貨、スポーツ用品、衣料品、室内装飾品等の販売及び輸出入
63. ファッション雑貨、医療機器の企画、製造販売並びに輸出入
64. 通信販売事業
65. テレビ、ラジオ等の番組及び映像等の企画、制作、販売並びに輸出入
66. 展示会、イベント、セールスプロモーションの企画、運営、興行、仲介
67. オリジナル商品及びキャラクター商品（個性豊かな名称や特徴を有している人物動物等の画像をつけたもの）の企画、製造、販売並びに著作権等知的財産権の管理業務
68. 電子商取引に関わるコンピュータシステムの企画、開発、販売、賃貸、保守及びコンサルティング
69. プロモーション、パブリックリレーションズ活動の企画、運営、コンサルティング
70. コンピューター、ソフトウェアの開発、販売
71. インターネットホームページの企画立案、製作、運営
72. 総務、庶務、経理・決算・税務、給与・労務、情報システム等に関する業務の代行
73. 飲食店舗の再生
74. 前各号に関連するコンサルティング業務
75. 前各号に附随関連する一切の事業

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条 当社の公告方法は電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式及び株主

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2 億株とする。

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第 11 条 当社の株主の権利行使、株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

第 12 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

- 2 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって予め取締役会が定める代表取締役が招集する。但し、当該代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

- 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
- 第14条 株主総会の議長は予め取締役会が定める代表取締役がこれに当る。当該代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。
- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。
- 第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

- 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。
- 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会で選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

- 第21条 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会の決議によってこれを選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうちから取締役会長、最高経営責任者（CEO）、取締役社長、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）、相談役各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、予め取締役会が定める取締役が取締役会を招集し議長となる。但し、当該取締役に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い他の取締役が招集し議長となる。
- 2 前項の招集は取締役に對し会日の3日前までにその通知を發するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
- 第23条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。
- 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。
- 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
- 第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）

の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則によるものとする。

第6章 会計監査人

第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。

- 第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の締結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

- 第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

- 第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

- 第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

- 第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

- 第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。
- 2 前項の金銭には、利息を付さないものとする。

附 則

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、2023年6月開催の第162期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第1条の規定の変更は、2023年10月1日にその効力を生じるものとする。なお、本附則は、同条の効力発生をもってこれを削除する。